

令和6(2024)年度栃木県海外派遣農業研修生募集要領

研修コース	海外農業研修	
	アメリカ	
目的	海外農業先進諸国における農業実習と学課研修を通じて、国際関係等に精通した、将来の本県農業を担う優れた人材を育成するため、海外派遣農業研修生を募集する。	
募集	募集期間	令和6(2024)年2月1日(木)～7月4日(木)
	募集人員	若干名
	年齢 (応募時)	19～29歳
	資格条件	高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験がある者。
派遣内容	派遣	公益社団法人国際農業者交流協会の農業研修生海外派遣事業を通じて派遣
	専攻業種	酪農、肉牛(繁殖、肥育)、養豚、養鶏、野菜(種苗、有機栽培を含む)、果樹(落葉果樹、コーヒー、柑橘)、造園、その他現地の状況により研修可能な業種 ※状況により配属可能な農場の有無で業種の変更等がある。
	期間	約18か月 (令和7(2025)年6月下旬～令和8(2026)年12月中旬)
	経費	研修参加申込金(300,000円)及び研修費(1,210,000円)は、自己負担とする。 ※活用可能な事業については、下記<参考>を参照。
募集方法及び推薦	募集方法及び市町村長推薦	①応募者は、(公社)国際農業者交流協会HP(https://jaec.org/program/entry.htm)よりプレエントリーした後に、申込書類(①申込書(様式1)、②健康診断書(様式2))を当該市町長に提出する。 ②市町長は、関係書類(①申込書(様式1)、②健康診断書(様式2)、③推薦書(別紙様式))を添えて、当該農業振興事務所を経由の上、令和6(2024)年7月11日(木)までに栃木県農政部長宛て推薦する。
	応募資格	①日本国籍を持ち、独身であること。 ※日本国籍の他に国籍を持つ者については、あらかじめ相談する。 ②心身共に健全であること。 ※現在治療中の怪我や病気(精神疾患を含む)がある者は、医師の診断書を提出し、それをもって判断する。 ③明確な研修目的を持っていること。 ④外国語を学ぶ強い意欲を持っていること。 ⑤海外農業研修で専攻する業種について、十分な農業経験があること。 または、渡航までに農業経験を積むことができること(おおむね2か月以上)。 ⑥事前講習までに普通自動車運転免許を取得していること。 ※AT限定の者は渡航までに限定を解除しておくこと。 ※トラクター等の農業機械類を使用する可能性があるため、渡航までに大型特殊免許(農耕車限定も可)を取得しておくことが望ましい。 ⑦犯罪歴が無いこと。 ⑧現在、県内で農業に従事していること。 または、研修終了後、県内で農業に従事予定であること。 ※農業に従事予定とは、農業後継者、自営就農者、雇用就農者(農業生産を行う法人へ就職)として、150日/年以上農業に従事する見込みであることとする。
選考	応募者に対し、令和6(2024)年7月下旬に選考会(予定)を実施し、適格者を公益社団法人国際農業者交流協会に推薦。	

【備考】

・派遣期間や研修内容について、国内外の情勢により変更されることがあります。

<参考:活用可能な事業等>

- ①国庫:農業教育高度化事業(海外農業研修支援事業)
 - ②国庫:新規就農者育成総合対策(就農準備資金)
 - ③農業後継者育成確保基金事業(海外長期研修支援事業)
- ※①②は併用不可

【申請に関する相談先】

- ①農林水産省就農女性課
- ②当該農業振興事務所
- ③(公財)栃木県農業振興公社